

『みなみ野会』

の

規約

八王子市立みなみ野小学校 『みなみ野会』

『みなみ野会』規約

1. 名称

この会は『みなみ野会』と称し（以下「会」と呼ぶ）、事務局および連絡先とともにみなみ野小学校（東京都八王子市みなみ野6-14-1）に置く。

2. 目的

- 子ども達により良い教育をする。
- 会員相互の親睦を深める。
- 地域と手をつなぎ、地域づくりをする。

3. 「会」の構成員

- (1) 会員・・・みなみ野小学校在校生の保護者と教職員
- (2) 準会員・・・みなみ野小学校卒業生と旧会員及び地域住民
- (3) 権利
 - ①会員が等しく立案・提案できる。
 - ②会員は賛同した活動に平等に参加できる。

4. 入会・退会

- (1) みなみ野小学校入学と共に、みなみ野会入会となる。
- (2) 卒業時に、自動的に退会となる。
(希望があれば、準会員として「会」に参加できる。)
- (3) 準会員の入会・退会については、細則を参照。

5. 組織

「会」は、学級と役員会・総会・実行委員会・サークルその他により、組織される。

6. 最高決議機関

- (1) 「会」の最高決議機関は総会である。
- (2) 総会では、次の事項を決議する事が出来る。
 - ① 規約の制定、改正、廃止
 - ② 予算、決算の承認
 - ③ その他運営や活動に関する重要な事項
- (3) 総会には、次の2通りがある。

① 定期総会

年度当初に行う。但し、会員の過半数の賛成により、書面決議をもって総会に代えることができる。

② 臨時総会

役員会が必要と判断した場合、または、8分の1以上の会員が請求した場合に行うことが出来る。

(4) 成立・決議

① 会員の2分の1（委任状を含む）の参加で成立する。

② 参加者の2分の1以上の賛成を持って可決する。

③ 規約改正の決議については、参加者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

④ 投票権を持つ会員は、1世帯当たり1名とする。

7. 経理

(1) 経費

会員と準会員の会費によってまかなわれる。

(2) 会費

会員と準会員は、定められた会費を納める。※詳細は細則を参照。

(3) 会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 会計報告

会計監査を受け、定期総会で会員の承認を得る。

8. 会計監査

(1) 前年度の役員より1名、教職員より1名の担当者を選出し実施する。

(2) 監査の結果を定期総会で会員に報告する。

9. 運営

(1) 役員

①選出方法

各学年から3名ずつ選出する。

②任期

1年とする。

③役割

a. 学年の活動の中心となり、保護者の親睦を図る。

b. 役員会に出席し、「会」の運営等を担当する。

c. 会員と役員会との連絡を円滑に行い、学年で出された質問・意見・提案等を役員会に報告するなど、会員の窓口となる。

d. その他、役員が必要と認めたことを行う。※詳細は細則を参照。

(2) 役員会

①役割・活動内容

- a. 役員会は「会」の運営機関である。
- b. 総会（書面決議を含む）に次ぐ決議機関である。
- c. 役員が自由に発言し、意見の交換ができる場である。
- d. 定期的に会合を開く。

②構成員

全役員・教職員2名・その他

③決議事項

- a. 会の運営のための細則の制定、改正、廃止
- b. 実行委員会の承認
- c. その他、役員会が必要だと判断した事項

④成立・決議

- a. 役員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- b. 出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

⑤運営上の役割分担については、細則を参照。

10. 実行委員会

(1) 活動目的

「会」の目的に沿った様々な活動を行う。

(2) 承認

役員会の承認を得て結成する。

但し、役員が提案者になった場合は、その承認の採決に加わらない。

(3) 構成員

会員・準会員

(4) 任期

その活動が終了、または目的が達成されるまでの期間とする。

(5) その他

- ①代表者を選出し、代表者を中心に活動する。
- ②補助金を希望する場合、役員会の承認を得る。
- ③代表者は活動終了後、役員会へ活動および会計の報告をする。

11. サークル

(1) 活動目的

趣味や楽しみを通して、親睦を深める。

(2) 承認

学校の許可を得て結成する。

(3) 構成員

会員・準会員

(4) 活動期間

年度毎に更新する。

(5) その他

- ①代表者を選出し、代表者を中心に活動する。
- ②学校施設を利用する場合、学校の定めた規則に従う。
- ③必要経費は、サークル内で負担する。

1 2. 地域安全活動

(1) 目的

子ども達の安全を図る。

(2) 活動内容

会員全てが地域の一員として、情報提供と安全活動へ参加・協力する。
準会員の協力が得られるのが望ましい。

※詳細は細則を参照。

1 3. 慶弔費

※詳細は細則を参照。

1 4. 規約改正

この規約は、最高決議機関（書面決議を含む）の決議で改正することができる。

1 5. 細則改正

細則は、役員会の決議で改正することができる。

1 6. 付則

この規約は、令和8年4月1日より適用する。

『みなみ野会』細則

1. 役員

- (1) 会員の声を会の活動に反映できるように勤める。
- (2) 学級活動後、役員会に活動内容（会計を含む）を報告する。
- (3) 役員の欠員が生じた場合は、学年で話し合い、補選する。

2. 役員会運営上の役割

(1) 総務

- ①役員より 6 名（各学年 1 名）選出し、役員会担当の教職員 2 名とともに 8 名を総務担当とする。
- ②会員、学校、役員などから役員会で話し合って欲しいことや、連絡して欲しいことを受け付ける。（レターボックスの管理・活用）
- ③実行委員会の申し込みの受付および、連絡の窓口となる。
- ④会議に必要な資料の用意を、その担当者に依頼することができる。
- ⑤役員会の物品購入の依頼を受付し、備える。
- ⑥必要に応じて、役員および役員会を招集することができる。
- ⑦会議は司会を 2 名で担当し、発言権と公平さを考慮して、輪番で行う。
(当番になった司会は採決に加わらない)

(2) 行事

- ①役員より 6 名選出し、行事担当とする。
- ②学校主催の行事への参加。
- ③学校主催の行事の実行委員を立ち上げると共に実行委員の一員となる。
- ④スポーツ、文化的催しの企画及び実行。

(3) 記録

- ①役員より 2 名選出し、記録担当とする。
- ②役員会の議事録を作成する。
- ③会の様々な記録を保管する。

(4) 会計

- ①役員より 2 名選出し、会計担当とする。
- ②会費を徴収し、管理する。会費およびその他の収納金は、会計担当役員が原則として銀行預金で保管する。
- ③年度当初に予算案を作成し、役員会の承認を得て総会にはかる。
- ④年度末に会計監査を受け、決算報告書を作成し、役員会の承認を得て総会にはかる。
- ⑤保険に関する事務手続きを行う。

(5) 地域安全（パトロールを含む）

- ①総務、行事、記録、会計の役についていない役員を地域安全担当とする。
- ②目的に関わる活動を立案し、役員会に提案し、承認を受ける。
- ③その活動の中心となり、会員の協力を得て、活動を推進する。
- ④生活指導担当教員と、隨時打ち合わせをし、情報の交換を行う。
- ⑤地域安全活動を急ぐ場合、臨時の役員会の開催を総務に要求できる。

3. 経理

(1) 会費

- ①会員 1世帯年額 500円とする。
(内訳：みなみ野会活動費 350円 保険料 150円)
- 準会員 年額100円とする。

②用途

- 納入した会費は、次の用途に使われる。
 - a.会の運営に要する費用
 - b.会の活動中の会員・児童に対する保険費用
 - c.その他、必要と思われる費用
- ③その他 会費を預けている銀行が破綻した場合、会員に返金は行わず、新規預け先へ移す。
会が解散した場合、会員に返金は行わず、学校へ寄与する。
会費未納者には、納入が確認できるまで通知を行う。

(2) 転入による途中入会

転入学期別の会費は次の通りとする。

- 1学期中入会者 500円
- 2学期中入会者 400円
- 3学期中入会者 300円 いずれも内150円は保険料

（但し、転入時期によっては次学期からの加入もできる。）

(3) 途中退会

- ① 転出で途中退会する場合、学校の転出手続きをを行うと自動的に退会となる。
- ② 会費の返金は行わない。

4. 地域安全活動

(1) 地域安全に関する情報・意見の提供について

- ① 会員は、地域安全に関する情報を、学校に知らせる。
- ② 会員は、地域安全に関する意見を、役員に出す。役員は会員の意見を地域安全担当へ伝える。

5. 準会員

- (1) 入会・退会の申し込みは、隨時、副校長先生が受け付ける。
- (2) 活動費として会費を納める。

6. 実行委員会

「実行委員会のしおり」を参照

7. サークル

「サークルのしおり」を参照

8. 慶弔費

(1)弔慰金は会員及びその児童 死亡の場合 3, 000円とする。

(準会員は除く) 但し、会の運営に支障をきたす場合においてはその限りではない。

(2)慶事についての支出は、ないものとする。

(3)本規約により弔慰金を受理した場合、一切の返礼を不要とする。

(4)本規約においては有志での対応を妨げないものとする。

9. 付則

この細則は、令和8年4月1日より適用する。